

所得稅課稅方針不當に關する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年一月二十七日

小川友三

參議院議長松平恒雄殿

昭和廿參年壹月廿拾日

所得稅課稅不當に關する質問主意書

一、昭和二十二年度の所得稅の課稅の高率は實に驚くべき惡課稅の叫びで全國民はふるい上つてある、今日の闇生活により生活費は死的最後の線を守る爲上昇に次ぐ上昇である、所得は竹の子生活により、有るべきものが少ない、然からばこそ各地の稅務署に對し國民は毎日必死の陳情中である、不當なる課稅の人々だけに對しては訂正すべきが善政であり、民主政治の本體であるが、政府の所見を問う。

一、只今決定中の十三種目の業者の全國總決定額は何百億円であるか發表を要求する。

一、政府は不當課稅により國民を死滅せしむる考え方か生かす考え方か所見を問う。  
右質問に対し答弁を要求する。